

吉総第196号
令和3年6月4日

各所属長様

総務課長

令和3年度9月補正予算編成方針について（通知）

吉賀町予算事務規則第4条の規定により、次のとおり通知する。

1 国の動向

機動的・弾力的なマクロ経済運営を行い、今年度中にコロナ前の経済水準の実現を目指すためには、日本経済の構造問題を抜本的に改革し、民需主導の持続的な経済成長の実現に取り組むことが不可欠である。

地方行財政については、これまで柔軟に講じてきた経済対策・補正予算等は、地方経済の下支えや地方の感染症対策に大きく寄与してきたが、感染症収束後には、地方財政を平時モードに切り替えることが必要である。

新型コロナウイルスを機に、地方移住への関心が高まるとともにテレワーク、ワーケーションといった新たな暮らし方が広がっており、こうした動きを加速するため、地域の取組を後押しすべきである。

2 吉賀町の動向

町内においても感染者が発生しており、この間対策本部会議を中心に関係機関団体と連携して感染症対策に全力で取り組むとともに、引き続きワクチン接種の早期完了に向けた体制確保を支援することが必要である。

今後起こり得る様々なリスクにも対応し、アフターコロナの新常態（ニュー・ノーマル）とも呼ばれる状況が現出することが想定され、こうした状況の変化にも対応することが必要となる。

3 予算編成の基本的な考え方

町民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応し、コスト意識の徹底と既存事業の必要性、妥当性、費用対効果の十分な検証を行うこととする。

4 予算編成の具体的な取組

更なる感染症対策及び経済低迷などによる税収減への備えなど、様々な課題に迅速かつ適切に対応するため、1事業当たり10万円以上の執行残高が見込まれる場合は、減額要求することとし、捻出された財源を感染症対策事業等へ充当することとする。

5 今後のスケジュール（予定）

予算要求通知	6月24日（木）
要求入力期間	6月25日（金）～7月21日（水）
予算査定期間	8月上旬
予算調整機関	8月中旬
議会提出	8月下旬